

令和6年1月19日

建設工事業者 各位

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事執行規則の一部改正について（通知）

下記のとおり規則の一部を改正し、公布したので、お知らせいたします。

記

1 一部改正の理由及び内容

(1) 契約書の様式改正（様式第2号）

令和6年3月1日から電子契約を導入するに当たり、電磁的記録による契約締結を可能とするため、契約書の末尾に、ただし書として「契約内容を記録した電磁的記録により本契約を締結する場合は、当事者が電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。」を追加する。

(2) 契約書及び請書の様式改正（様式第2、3号）

危険な盛土等の発生を防止するため、公共工事標準請負契約約款が改正され、その実施について中央建設業審議会から勧告があったことから、本市においても建設発生土の搬出先の明確化を図るため、契約書及び請書の表記項目として、「建設発生土の搬出先等」を加える。

2 施行日

令和6年3月1日

(問い合わせ先)

契約検査課 契約・検査担当

電話 (0547)36-7220

FAX (0457)37-8200

E-mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp